

## 地方独立行政法人くらて病院 第4期中期目標

鞍手町

## 地方独立行政法人くらて病院 第4期中期目標

|                                    |             |
|------------------------------------|-------------|
| 第1 中期目標の期間                         | ・ ・ ・ ・ ・ 1 |
| 令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間とする。     |             |
| 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | ・ ・ ・ ・ ・ 1 |
| 1 良質な医療の提供                         |             |
| （1）救急医療体制の充実と連携                    |             |
| （2）診療機能の整備・地域の医療機能の補完              |             |
| （3）安心安全な医療、患者中心の医療の提供              |             |
| （4）住民の健康増進、健康意識の向上への役割             |             |
| （5）災害における適切な対応                     |             |
| 2 地域包括ケアシステムの推進                    |             |
| （1）地域包括ケアシステム構築に向けた取組              |             |
| （2）鞍寿クリニックと介護老人保健施設の役割             |             |
| 3 利用者満足度の向上                        |             |
| （1）相談窓口の充実                         |             |
| （2）利用者の満足度の向上                      |             |
| 4 人材の確保と育成                         |             |
| （1）計画的な人材確保と育成                     |             |
| 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項              | ・ ・ ・ ・ ・ 3 |
| 1 業務運営体制の構築                        |             |
| （1）運営管理体制の確立                       |             |
| （2）効率的かつ効果的な運営の実践                  |             |
| （3）職員参画意識の高揚                       |             |
| 第4 財務内容の改善に関する事項                   | ・ ・ ・ ・ ・ 3 |
| 1 経営基盤の強化                          |             |
| （1）収入の確保と支出の節減                     |             |
| （2）役割と費用負担の明確化                     |             |
| 第5 その他業務運営に関する重要事項                 | ・ ・ ・ ・ ・ 4 |
| 1 国民健康保険診療施設の役割の持続的展開              |             |
| 2 町の関連施策への協力とまちづくりへの寄与             |             |

## 地方独立行政法人くらて病院 第4期中期目標

地方独立行政法人くらて病院（以下、「病院」という。）は、平成25年4月の設立以来、公的医療機関として地域住民の健康の維持・増進を図るため、救急から在宅に至る範囲の医療を提供、令和3年10月の新築移転により、福岡県地域医療構想において直方鞍手医療圏では過剰であった慢性期機能から不足する回復期機能へと病床機能の変更、更なる診療機能の充実、療養環境の改善を行うなどより求められる機能へとシフトし現在に至る。

また、付帯施設として、鞍寿クリニック及び介護老人保健施設を有し、訪問診療や入所及び通所での介護保険サービスを提供、訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所も開設し、自宅での生活を継続しつつ医療・看護及び介護サービスを円滑に受けることのできる体制を構築し、鞍手町における医療介護の中心的な役割を果たしてきた。

現在の医療を取り巻く環境は社会保障費の増大によって、診療報酬改定や介護報酬改定も病院経営にとっては大変厳しいものである。また、今後ますます進展する人口減少や少子高齢化による医療需要の変化にも適切に対応していかなければならない。

第4期中期目標の策定にあたっては、このような医療や介護を取り巻く環境の変化に対応しながら、限られた医療資源の中で地域医療構想を踏まえた医療機能の整備や地域包括ケアシステムの構築に向けた行政、医療機関、介護施設及び事業所との積極的な連携の強化が求められる。

このような厳しい環境の中、医療及び介護の中心的な役割に加え公的医療機関としての役割が十分に果たせるよう、地方独立行政法人としての自主性・自立性を最大限発揮した効率的で効果的な業務運営を実施し経営基盤の強化を図るとともに、地域住民にとって良質な医療・介護を提供することを期待して第4期中期目標を次のとおり定める。

### 第1 中期目標の期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間とする。

### 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1 良質な医療の提供

##### （1）救急医療体制の充実と連携

公的医療機関として救急医療に対するニーズに応じ、地域住民に対する救急医療体制の充実に努めること。

##### （2）診療機能の整備・地域の医療機能の補完

今後の医療需要を見据え法人の提供する医療の役割を定めるとともに、他の医療機関と

の連携を推進し、地域の診療機能の補完を行うこと。

(3) 安心安全な医療、患者中心の医療の提供

信頼される良質な医療を提供するため、医療安全と感染防御に関する意識の向上を図り適切な行動を行うこと。

(4) 住民の健康増進、健康意識向上への役割

地域の基幹病院として、行政と連携した健診の取組やホームページ、健康教室などの情報発信により、地域住民の健康増進と健康意識の向上を促すこと。

(5) 災害における適切な対応

自然災害及び感染症など公衆衛生上重大な健康被害が発生し、又は発生する可能性が高まっている場合には、行政や関係機関及び関係団体と連携し迅速かつ適切に取り組むこと。

## 2 地域包括ケアシステムの推進

(1) 地域包括ケアシステム構築に向けた取組

地域包括支援センター、医療機関、福祉・介護施設、居宅介護支援専門員及び行政などの住民の生活に密着した関係機関と連携を図り、医療、介護、予防、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた医療・介護の中心的な役割を果たすこと。

(2) 鞍寿クリニックと介護老人保健施設の役割

鞍手町が実施する高齢者のための施策や介護保険事業に関連する多様な介護分野の事業について、町と連携を取りながら推進すること。

また、隣接地域を含めた社会変化を注視し、入所者及び利用者数の増減を勘案して地域包括ケア体制の確立を図ること。

## 3 利用者満足度の向上

(1) 相談窓口の充実

利用者や家族が相談しやすいように患者相談窓口の充実を図ること。また、知識や経験を有する職員を配置・育成し、医療・介護・保健・福祉施設等の多岐に渡る相談に応じることのできる体制を構築すること。

## （２） 利用者の満足度の向上

患者や来院者に選ばれる病院であり続けるため、診療内容の充実、快適な療養環境の提供及び相手に寄り添った思いやりのある接遇の徹底など利用者満足度の向上に努めること。

## ４ 人材の確保と育成

### （１） 計画的な人材確保と育成

質の高い医療・介護の提供、維持・向上を図るため、医師、看護師及びコメディカルなどチーム医療に欠かせない多様な専門職種を安定的かつ継続的に確保すること。また、安全安心な医療・介護の提供及び将来の医療・介護を担う人材の育成に向けた教育・研修の充実を図ること。

## 第３ 業務運営の改善及び効率化に関する事項

### １ 業務運営体制の構築

#### （１） 運営管理体制の確立

地方独立行政法人制度の特長を活かした運営が適切に行われるよう、各活動を健全かつ効率的に運営する内部統制の徹底を図ること。また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を推進すること。

#### （２） 効率的かつ効果的な運営の実践

固定業務の遂行過程の見直し、応援体制の確立、業務のタスクシフト、短時間勤務者の効果的な配置などにより、効率的かつ効果的な業務運営体制を確立すること。

#### （３） 職員参画意識の高揚

職員の経営参画意識を図るため、各種指標や経営状況などを適宜周知するとともに、職員の主体性を醸成するため、ボトムアップによる意見の経営への反映、並びにモチベーションの向上に寄与する評価制度を構築すること。

## 第４ 財務内容の改善に関する事項

### １ 経営基盤の強化

#### （１） 収入の確保と支出の節減

診療報酬改定や医療制度改正等に対して迅速に対応するとともに、疾病や治療内容による入院期間の適正化、円滑な受け入れ態勢の構築及び病床稼働率の向上に努め医業収益の確保に努めること。また、診療報酬請求に係るチェック体制の強化、査定の低減及び未収金

の発生防止策や回収の強化に努めること。

鞍寿クリニックや老人保健施設においても、診療報酬や介護報酬改定に対して迅速に対応するとともに、利用者のニーズに応じたサービスを提供し、入所や通所の利用者増を図り、収益の確保に努めること。

費用においては、人件費比率を目標管理するとともに、材料費、経費等事業運営に係るすべての項目に対して常に点検を行ってコスト管理を徹底し、節減に努め収支の適正化を図り経営基盤の強化に努めること。

## （２）役割と費用負担の明確化

地域住民に対して救急医療をはじめとする入院医療から外来及び在宅医療までの診療を網羅する役割を担うこと。そのため、救急医療体制の充実や地域の診療機能の補完など診療収入をもって充てることができない不採算の分野においては、それぞれの役割や責任、その費用の負担に対する基準を明確にすること。

法人は、地域ニーズを的確に捉え、経営改善のために取り組むべき課題を明確にし、基準以外の受入を発生させることのないよう常に経営努力を怠らず、効率的な法人経営に努めること。

## 第５ その他業務運営に関する重要事項

### １ 国民健康保険診療施設の役割の持続的展開

鞍手町国民健康保険直営診療施設としての役割を継承し、国民健康保険の医療費適正化に寄与するために、被保険者に対しても医療サービスの有効利用を啓発し、かつ健康の維持増進を積極的に支援すること。

### ２ 町の関連施策への協力とまちづくりへの寄与

鞍手町及び隣接地域を含めた直轄地域の社会変化を注視するとともに、町が実施する関連施策及び災害時対応などに対して、積極的に協力し、安全安心なまちづくりに寄与すること。